(月報番號二〇号)

小作争議調査表

No. 8

(昭和八年三月分)

項目	内容
場所	鞍手郡中村大字宮永
關係人員	地主 松尾熊吉 小作人 伊藤音三郎
地主關係團体	ナシ
發生	昭和八年三月一日
終熄	昭和八年三月七日
關係地種類面積	田 二反六畝歩
小作人關係團体	全農福佐聯合会中村支部準備会
原因	昭和七年度分は降雹被害甚大なりしを以て小作料減額を要求せしも(地主は之を不当とし)土地返還を要求せり(?)[illegible] ~~刑裁ニ依頼[illegible]中村役場ニ調停方申請せり~~
要求事項	一、小作料四割減要求
經過	三月七日中村役場に於て調停委員會開催が村長助役立會之関利(?)事の調停の結果下記條件にて円満解決せり
結果	一、昭和七年度分(降雹被害に依る減額)一割五歩引 二、昭和八年度より総反別(二反六畝歩)に対し永久三斗三升七合減 三、将来小作を継續せしめる事 但し小作料を期限内(11年未迄)に納入せざる時は何時にても土地を返還すること

法財人團 協調會福岡出張所

備考
小作人側より五割を要求し更に三割減まで讓歩したるも地主側は一割三分五厘容認を主張し妥協成らず 三月二十日再會見し双方主張を枉げず決裂せんとしたるも地主側より五分五厘を讓歩し解決、